

## 国産ジビエ認証機関公募要領

平成 30 年 5 月 30 日

国産ジビエ認証運営事務局(株式会社 一成)

農林水産省が平成 30 年 5 月 18 日に制定しました「国産ジビエ認証制度」につきまして、本制度に基づく審査等の事務(以下「認証等の業務」という。)を行う事業者(以下「認証機関」という。)を公募いたします。

### 1 概要

国産ジビエ認証制度は、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」(平成 26 年 11 月厚生労働省策定)に基づいた衛生管理基準の遵守、カットチャートによる流通規格の遵守、適切なラベル表示によるトレーサビリティの確保等を適切に行う食肉処理施設を認証することにより、より安全なジビエ(捕獲した野生のシカ及びイノシシを利用した食肉をいう。以下同じ。)の提供と、消費者のジビエに対する安心の確保を図ることを目的としたものです。

この制度における認証機関とは、国産ジビエ認証制度要綱(以下「要綱」という。)に基づき、認証等の業務を行う事業者(法人)であり、農林水産省が指定した「国産ジビエ認証委員会」(以下「委員会」という)による審査・登録を受けることとなります。認証機関は、公平かつ公正な認証等の業務を行い、審査の信頼性の確保に努める責務があります。

その他、国産ジビエ認証制度の詳細につきましては、別紙の要綱を参照ください。

### 2 応募要件

要綱第 1 章の第 2 の 6 に基づく、認証に係る審査等の事務を行う事業者(認証機関)としての登録を希望する法人

### 3 応募期間

平成 30 年 5 月 30 日より随時

### 4 応募方法

認証機関の登録を受けようとする法人の方は、認証機関登録申請書(別記様式第 1 号)に、以下に掲げる書類を添えて、国産ジビエ認証運用事務局に申請してください。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 直近過去 3 年間についての次に掲げる書類
  - ア 損益計算書又は収支計算書
  - イ 事業年度末の貸借対照表
  - ウ 財産目録
- (3) 次に掲げる事項を定めた認証に関する業務規程
  - ア 認証等の業務を行う時間及び休日に関する事項

- イ 認証等の業務を行う区域に関する事項
  - ウ 認証等の業務の実施に要する費用(手数料)に関する事項
  - エ 認証等の業務を行う組織に関する事項
  - オ 認証等の業務に従事する者の配置、職務、倫理及び身分証に関する事項
  - カ 認証等の業務の実施方法に関する事項
  - キ 認証等の業務の公正な実施を確保するために必要な事項
  - ク 認証書の交付に関する事項
  - ケ アからクまでのほか認証等の業務に関し委員会が必要と認める事項
- (4) 審査員の氏名及び略歴(※審査員の資格を証明する書類の写しを添付すること)
- (5) 役員の氏名及び役職名
- (6) 現に行っている食品衛生及びその自主管理に関する業務の概要並びにその実績

(注: (4)の審査員について)

(4)の審査員については、次のいずれかに該当する者のうちから、認証機関が選任してください。

- ① 食品衛生法第30条の食品衛生監視員の資格要件を満たす者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
- ② 食品衛生法第48条の食品衛生管理者の資格を有する者であって、食品衛生の実務に5年以上従事した経験を有する者
- ③ ①及び②のほか委員会が別に定めた次の要件を満たす者
  - ・公衆衛生学(食品衛生分野)を専門として大学に所属する教員等であること

## 5 提出部数

上記3で定めた認証機関登録申請書(別記様式第1号)及び添付書類(1)から(6)について、2部提出をお願いします(ご提出いただいた申請書類は、返却いたしません)。

## 6 応募先及び本件の問い合わせ先

国産ジビエ認証運営事務局(株式会社 一成 環境事業部)

担当:大山

〒675-1217 兵庫県加古川市上荘町薬栗 27-2

TEL.079-428-0682 FAX.079-428-2427

## 7 審査

- (1) 委員会は、申請された書類の審査の結果、要綱に定めるすべての審査基準に適合し、認証等の業務を行う十分な能力があり適正な運営ができると認めた法人を認証機関として登録し、当該法人に認証機関登録書(別記様式第2号)を交付します。
- (2) 委員会は、前項の審査の結果、登録を行わないときは、その旨を当該法人に通知します。
- (3) 審査過程において、必要に応じて委員会より問い合わせを行う場合があります。その場合、申請書類の修正や追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、ご了承ください。